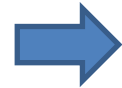


いじめ防止対策推進法(H25.6.28)

- 【いじめの基本的な対応の仕方】
- ◎いじめの未然防止の取組
 - ◎早期発見のための相談体制の強化
 - ◎早期発見，早期対応のための支援体制の強化



中野西小学校 いじめ防止対策基本方針

いじめゼロのために，全職員が共通理解，共通実践できる学校を創る

豊かな情操と道徳心を
養う教育の推進

オアシス運動・おもいやり運動の推進
なかよし運動の推進

全教育活動を通じた道徳教育・体験
活動等の充実

児童活動の取組

- ・朝のあいさつ運動
- ・指タッチ運動
- ・いじめ防止集会「なかよし集会」
- ・「なかよしタイム」(ロングの昼休み)
- ・いじめ防止スローガン

保護者・地域連携

- ・青少年相談員・民生児童員
のあいさつ運動
- ・地域連携本部会議
- ・地域行事への参加

いじめのない学校づくり

— 未然防止・前兆発見・早期対応に向けた取組 —

相談体制の確立

- ・スクールカウンセラー，心の
相談員との連携
- ・こころのポスト(市相談員管
理)の設置・連携
- ・二者面談，三者面談の充実



生徒指導体制の確立

- ・毎月の校内支援委員会
- ・学期に1回のいじめ生活調
査・教育相談週間
- ・ケース会議

校内いじめ防止対策委員会

- ・校長・教頭・全職員
- ・学期1回，いじめ・生活調査・教育相談後
に共通理解・共通対応

教職員の資質向上

- ・道徳の授業の充実
- ・言語活動の充実した授業
- ・体験活動の重視
- ・キャリア教育の充実
- ・人権意識の高揚
- ・危機管理意識の高揚
- ・専門家による職員研修
- ・関連する内容の校内研修

いじめ対策合同委員会

- ・校長・教頭・生徒指導・学級担任・市教育指導課
- ・PTA 会長・副会長・市相談員・該当被害保護者
- ・事実確認・対応についての協議
- ・具体的な対応の共通理解・共通対応の早期実施
→【重大な場合は】→市いじめ問題等対策委員会



いじめ
の
時
の
対
応

- ・正確な事実確認，保護者への説明，市教委への報告，支援の要請
- ・いじめを受けた児童へのカウンセリング，心のケア及び保護者への支援
- ・いじめた児童への丁寧な継続的な指導及び保護者への助言
- ・再発防止への会議，状況に応じた関係機関への協力要請及び警察との連携